

新規保険のご提案



保険プラン

計算基準日 平成19年 7月 1日

作成日 平成19年 6月 2日



TOKIOMARINE
NICHIDO

被保険者 55歳 男性 様

55歳 男性

1

保険種類	保険金額（初年度）	保険期間	払込期間	払込方法	保険料
家計保障定期保険[無配当] (定額型 5年)	基準給付金月額 10 万円	65歳	65歳	月払 口座振替	6,260円
指定代理請求特約					
小計					6,260円

一部一時払保険料 0円

一括・前納保険料 0円

ボーナス月保険料 0円

合計保険料（一回分） 6,260円

初回払込保険料 6,260円

注意事項

・家計保障定期保険(主契約・特約)の家計保障期間満時は保険期間満了時に同じです。

保障グラフ

計算基準日 平成19年 7月 1日
作成日 平成19年 6月 2日

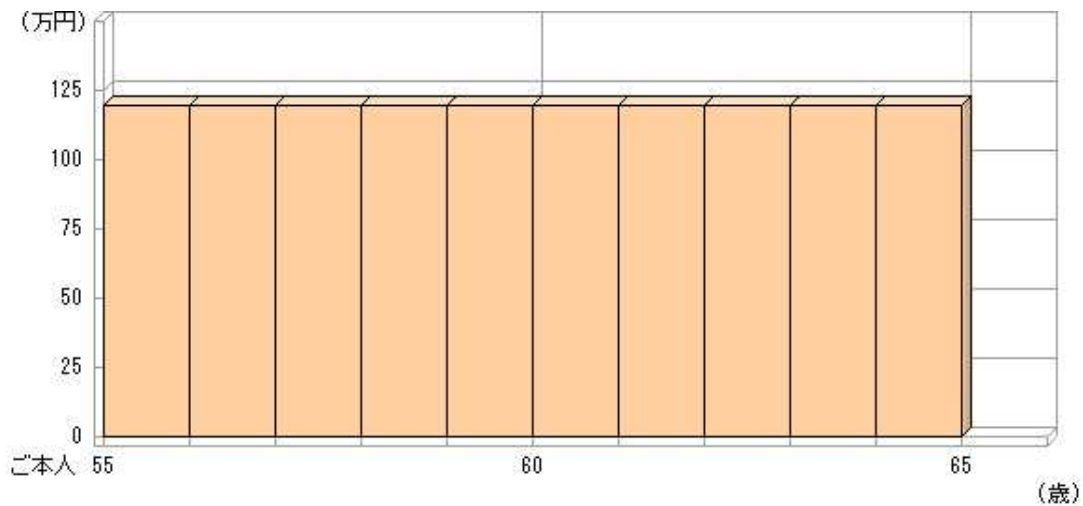
55歳 男性様に以下のプランをご提案します。

55歳 男性 様

55歳 男性 生年月日：

分割金でのお受取りイメージ

■ 家計保障保険 定額・5年



(注) 記載の保険金額は、普通死亡による死亡・高度障害の場合の保障額で表示しています。

(単位：万円)

年齢	分割金	満期金(万円)
55	120	0
56	120	0
57	120	0
58	120	0
59	120	0
60	120	0
61	120	0
62	120	0
63	120	0
64	120	0

保障の一覧

計算基準日 平成19年 7月 1日
作成日 平成19年 6月 2日

55歳 男性様の保障内容は以下のとおりです。

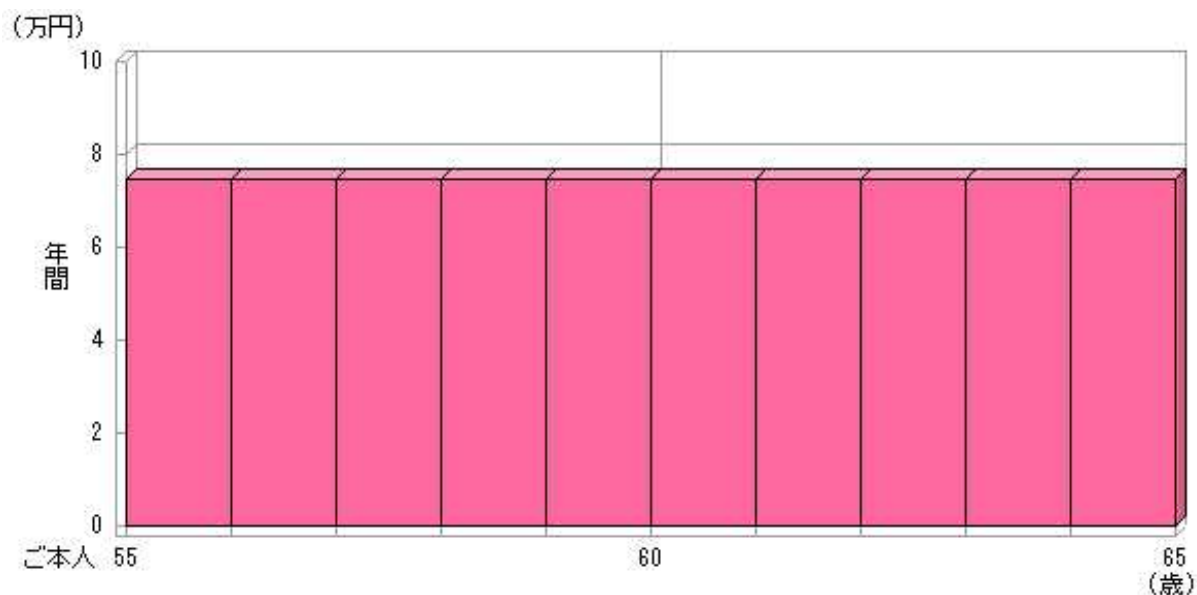
新規設計保険の支払事由および支払条件		保険金額(初年度)・給付金額			年金額 (初年度)
		ご本人	配偶者	お子様	
死亡されたとき	病気の時	---	---	---	月額10万円
	災害の時	---	---	---	月額10万円
高度障害になられたとき	病気の時	---	---	---	月額10万円
	災害の時	---	---	---	月額10万円

保険料の推移

計算基準日 平成19年 7月 1日
作成日 平成19年 6月 2日

ご提案プランの保険料の推移は以下のとおりになります。

■ 家計保障保険 定額・5年



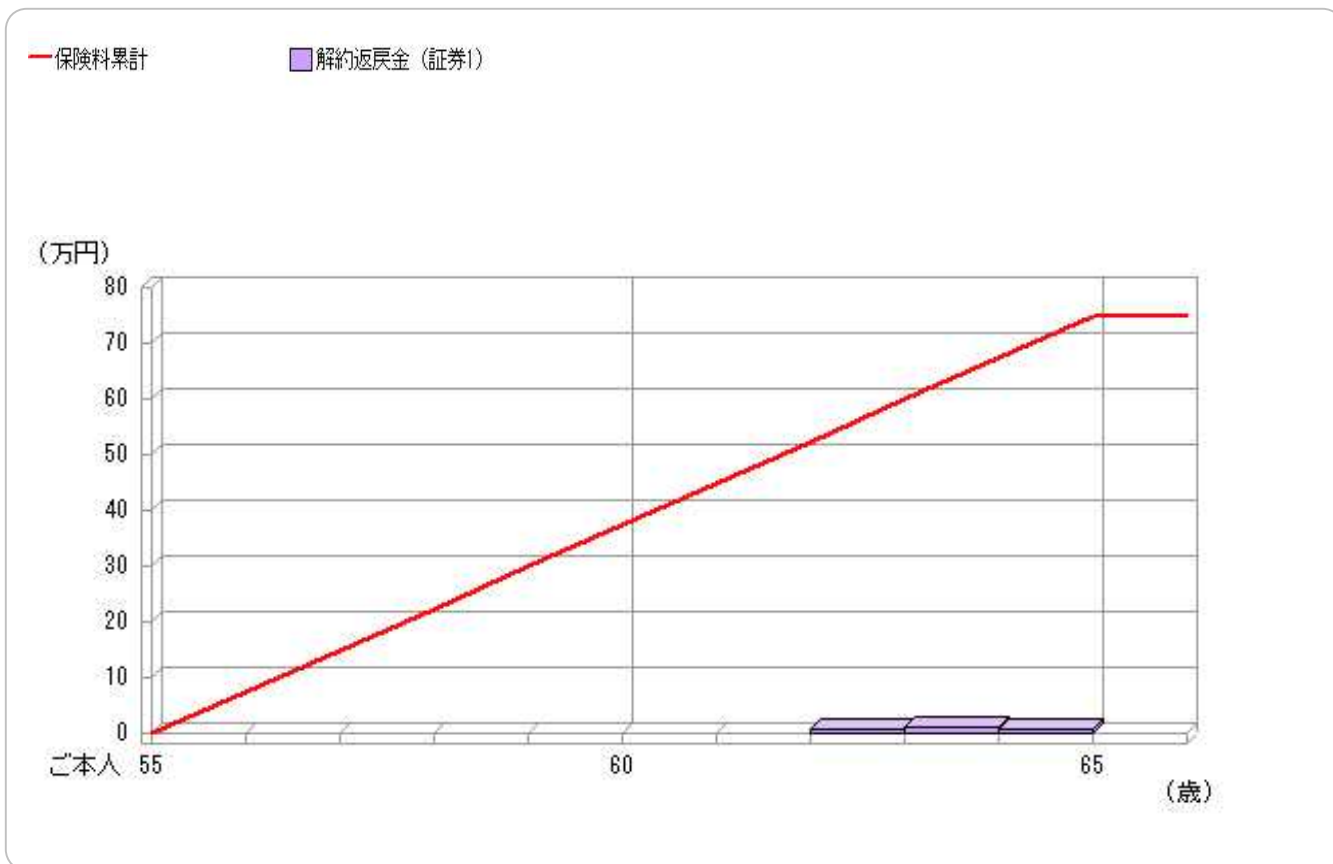
(単位：円)

年齢	年間保険料
55	75,120
56	75,120
57	75,120
58	75,120
59	75,120
60	75,120
61	75,120
62	75,120
63	75,120
64	75,120

解約返戻金推移

計算基準日 平成19年 7月 1日
作成日 平成19年 6月 2日

ご提案プランの保険料累計と解約返戻金の推移は以下のようになります。



(単位：円)

年齢	保険料累計	解約返戻金
56	75,120	0
57	150,240	0
58	225,360	0
59	300,480	0
60	375,600	0
61	450,720	0
62	525,840	7,700
63	600,960	11,300
64	676,080	9,100
65	751,200	0

注意事項

- 各種定期保険の解約返戻金は、契約当初においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積立られ、その後、保険期間の満了が近づくとつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。
- 実際の解約返戻金の額は、経過年数・払込年数などによって異なりますのでご注意ください。

明細表

計算基準日 平成19年 7月 1日
作成日 平成19年 6月 2日

55歳 男性様の保険金額、保険料、解約返戻金の推移明細は次のようになっております。

(単位：円)

経過 年数	年齢 (歳)	普通死亡保険金額			年金年額 満期保険金額 健康給付金額	保険料累計	解約返戻金	解約 返戻率(%)	前納未経過 保険料
		一時金での お受取り	分割でお受取りの場合						
			一時金+分割金 受取総額	初年度 特約年金月額					
1	56	9,135,000	10,800,000	100,000	---	75,120	0	0.0	---
2	57	8,073,000	9,600,000	100,000	---	150,240	0	0.0	---
3	58	6,993,000	8,400,000	100,000	---	225,360	0	0.0	---
4	59	5,893,000	7,200,000	100,000	---	300,480	0	0.0	---
5	60	5,801,000	6,000,000	100,000	---	375,600	0	0.0	---
6	61	5,801,000	6,000,000	100,000	---	450,720	0	0.0	---
7	62	5,801,000	6,000,000	100,000	---	525,840	7,700	1.4	---
8	63	5,801,000	6,000,000	100,000	---	600,960	11,300	1.8	---
9	64	5,801,000	6,000,000	100,000	---	676,080	9,100	1.3	---
10	65	---	0	---	---	751,200	0	0.0	---
									以下余白

注意事項

- 普通死亡保険金額(一時金・分割金)受取総額には、家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金支払額を含んでいます。
- 普通死亡保険金額(一時金)は家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金を一時金で受け取った場合にお受け取りいただける金額(原則として当該保険年度の最終日の値)とその他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金の合計です。
- 尚、契約直後の一時金で受け取った場合の累計額は11,119,000円です。
- 一時金+分割金受取総額は、家計保障定期保険(主契約・特約)の保険金を分割で毎月受け取った場合の積算累計額と、その他の主契約・特約の死亡・高度障害保険金額との合計です。
- とは同じ保障内容を受け取り方法の違いで表示したものであり、重複して受け取ることはできません。
- また、の分割金月額は、死亡・高度障害となられたとき、家計保障定期保険(主契約・特約)により毎月お受け取りいただける額です。
- 家計保障定期保険(主契約・特約)を分割でお受け取りの際、毎月受け取る給付金は雑所得として所得税・住民税の課税対象となります。課税所得(その年の受取金額-必要経費)が25万円以上の場合、その差引金額の10%を源泉徴収して、弊社が国に納付いたします。
- 各種定期保険の解約返戻金は、契約当初においては全くありませんが、保険期間の経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。
- 実際の解約返戻金の額は、経過年月数・払込年月数などによって異なりますのでご注意ください。